

NPO法人ハートフル居宅介護支援事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 NPO法人ハートフル（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にあたる高齢者（以下「要介護者」）に対し、適正な指定居宅支援事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員は、事業の提供に当たっては、次の事項に努めるものとする。

- 一 要介護状態になった場合においても、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう配慮すること。
- 二 要介護者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、要介護者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
- 三 要介護者の意志及び人格を尊重し、要介護者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行うこと。
- 四 事業の運営に当たっては、関係市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ハートフル
- 二 所在地 高崎市石原町3236

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 主任介護支援専門員 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- 二 介護支援専門員2名以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。
- 二 営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。
- 三 上記以外の時間帯は、電話対応とファックス対応とする。

(居宅介護支援の内容)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- 一 居宅サービス計画作成
- 二 指定居宅サービス事業者等と連絡調整
- 三 介護保険施設への紹介
- 四 要介護者に対する相談援助業務
- 五 その他の要介護者に対する便宜の提供

(居宅介護支援の提供方法)

第7条 要介護者から相談を受ける場所は、要介護者の居宅もしくは要介護者の指定する場所又は事業所内の相談場所とする。

- 2 使用する課題分析票の種類は、全社協方式とする。
- 3 サービス担当者会議の開催場所は、要介護者の居宅、事業所とする。
- 4 事業所の介護支援専門員は、継続的に要介護者の居宅を訪問し、要介護者の近況及び居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、要介護者の相談にのるものとする。

(利用料等)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、「公正大臣が定める介護報酬告示上の額」とし、当該指定居宅介護支援が法廷代理受領サービスであるので、要介護者からは利用料を徴収しないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、高崎市(旧群馬郡倉渕村を除く)区域とする。

(その他の運営についての留意事項)

第10条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 1ヶ月以内
- 二 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た要介護者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であったものに、業務上知り得た要介護者又はその家族の秘密を保持させるため、事業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 要介護者に対する指定居宅介護支援により事故が発生した場合には速やかに市町村、要介護者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 5 要介護者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償をすみやかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は要介護者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 要介護者及びその家族からの苦情処理体制の整理
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(要介護者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる要介護者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事業継続計画)

第12条 業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、要介護者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第13条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、NPO法人ハートフルとの事業所の管理者との合意に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年8月1日から施行する。